

利根町告示第91号

令和4年第4回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年12月2日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和4年12月13日

2. 招集の場所 利根町議会議場

令和4年第4回利根町議会定例会会期日程

| 日次 | 月日 | 曜日 | 会議 | 内 容 | 開議時間 |
|----|--------|----|-------|------------------------------------------------------------|-------|
| 1 | 12. 13 | 火 | 本 会 議 | 開会 提出議案説明 議案第73号～議案第94号 委員会提出議案第3号 | 午前10時 |
| 2 | 12. 14 | 水 | 休 会 | 議案調査 | |
| 3 | 12. 15 | 木 | 本 会 議 | 一般質問（4人） | 午前10時 |
| 4 | 12. 16 | 金 | 本 会 議 | 一般質問（4人） | 午前10時 |
| 5 | 12. 17 | 土 | 休 会 | | |
| 6 | 12. 18 | 日 | 休 会 | | |
| 7 | 12. 19 | 月 | 本 会 議 | 一般質問（2人） | 午前10時 |
| 8 | 12. 20 | 火 | 休 会 | 議案調査 | |
| 9 | 12. 21 | 水 | 本 会 議 | 質疑・討論・採決 議案第73号～議案第94号 委員会提出議案第3号 議員提出議案第3号 閉会 | 午前10時 |

令和4年第4回
利根町議会定例会会議録 第1号

令和4年12月13日 午前10時開会

1. 出席議員

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 2番 | 山崎誠一郎君 | 7番 | 花嶋美清雄君 |
| 3番 | 片山啓君 | 8番 | 井原正光君 |
| 4番 | 大越勇一君 | 9番 | 五十嵐辰雄君 |
| 5番 | 石井公一郎君 | 10番 | 若泉昌寿君 |
| 6番 | 石山肖子君 | 11番 | 船川京子君 |

1. 欠席議員

12番 新井邦弘君

1. 説明のため出席した者の氏名

| | | |
|---------------------------------|---|--------|
| 町 | 長 | 佐々木喜章君 |
| 教 育 | 長 | 海老澤勤君 |
| 総 務 課 | 長 | 青木正道君 |
| 政 策 企 画 課 | 長 | 布袋哲朗君 |
| 財 政 課 | 長 | 蜂谷忠義君 |
| 防 災 危 機 管 理 課 | 長 | 亀谷英一君 |
| 税 務 課 | 長 | 大越達也君 |
| 住 民 課 | 長 | 松永重生君 |
| 福 祉 課 | 長 | 三好則男君 |
| 子 育 て 支 援 課 | 長 | 花嶋みゆき君 |
| 保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長 | | 狩谷美弥子君 |
| 生 活 環 境 課 | 長 | 飯田喜紀君 |
| 保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長 | | 松本浩睦君 |
| 農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | | 大越聖之君 |
| 建 設 課 | 長 | 中村敏明君 |
| ま ち 未 来 創 造 課 | 長 | 清水敬子君 |
| 会 計 課 | 長 | 本谷幸洋君 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 中村寛之君 |
| 生 涯 学 習 課 | 長 | 桜井保夫君 |

指 導 課 長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 宮 本 正 裕 |
| 書 | 荒 井 裕 二 |
| 書 | 辰 尾 尚 美 |

1. 会議録署名議員

| | |
|-----|-----------|
| 2 番 | 山 崎 誠一郎 君 |
| 3 番 | 片 山 啓 君 |

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和4年12月13日（火曜日）

午前10時開会

- | | |
|-------|--------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の件 |
| 日程第3 | 議案第73号 利根町みんなのまち基本条例 |
| 日程第4 | 議案第74号 利根町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第6 | 議案第76号 利根町個人情報保護法施行条例 |
| 日程第7 | 議案第77号 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第8 | 議案第78号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第9 | 議案第79号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第10 | 議案第80号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第81号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第82号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第83号 令和4年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第84号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第85号 工事請負変更契約の締結について |
| 日程第16 | 議案第86号 財産の処分について |
| 日程第17 | 議案第87号 利根町教育委員会委員の任命について |

- 日程第18 議案第88号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第19 議案第89号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散について
日程第20 議案第90号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散に伴う財産処分について
日程第21 議案第91号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について
日程第22 議案第92号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について
日程第23 議案第93号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について
日程第24 議案第94号 和解及び損害賠償額の決定について
日程第25 委員会提出議案第3号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第26 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
日程第3 議案第73号
日程第4 議案第74号
日程第5 議案第75号
日程第6 議案第76号
日程第7 議案第77号
日程第8 議案第78号
日程第9 議案第79号
日程第10 議案第80号
日程第11 議案第81号
日程第12 議案第82号
日程第13 議案第83号
日程第14 議案第84号
日程第15 議案第85号
日程第16 議案第86号
日程第17 議案第87号
日程第18 議案第88号
日程第19 議案第89号
日程第20 議案第90号
日程第21 議案第91号
日程第22 議案第92号
日程第23 議案第93号
日程第24 議案第94号

日程第25 委員会提出議案第3号

日程第26 休会の件

午前10時00分開会

○副議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

新井邦弘議長より、本日から12月18日まで諸事情により欠席するとの届出がありました。このため、地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長の船川京子が議長の職務を行います。円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

定足数に達しておりますので、令和4年第4回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○副議長（船川京子君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

陳情を1件受け付けております。また、監査委員より、令和4年8月分から令和4年10月分の現金出納検査の結果報告がありました。

次に、閉会中において、会議規則第127条の規定により、議員を派遣いたしました。それぞれの写しをタブレットの会議システムに掲載しております。

本日の議事日程は会議システムに掲載したとおりです。

これより議事日程に入ります。

○副議長（船川京子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

2番 山崎 誠一郎 議員

3番 片山 啓 議員

を指名いたします。

○副議長（船川京子君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの通算9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、会期の内訳は、タブレットの会議システムに掲載しております。

○副議長（船川京子君） 審議に入るに当たり、行政報告及び提出議案の総括説明を求め

ます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。令和4年第4回利根町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

初めに、今年は、町の町民納涼花火大会をはじめ、秋の町民運動会や文化祭、地場産業フェスティバルなど、数年ぶりに各種イベントを再開することができました。

10月に行われました町民運動会では、新型コロナウイルス感染症対策を考慮した運動会として工夫をし、開催いたしました。多くの町民の皆さんに御参加いただき、幅広い年齢層の方々が気軽に楽しく参加できるスポーツイベントとして、盛会のうちに終えることができました。御協力いただきました関係者並びに団体の皆様方には、この場をお借りして御礼を申し上げます。また、先月行われました文化祭では、合唱や舞踊、絵画や手芸など様々な文化芸術に触れることができ、地場産業フェスティバルでは、豊かな地場産品が見られ、こちらも多くの人でにぎわいました。今後も感染対策を講じながら、「ウィズコロナ」に向けて歩みを進めてまいります。

ここで国内の経済状況に目を向けてみますと、先月、内閣府が発表した月例経済報告では、景気全体について「緩やかに持ち直している。」とし、5か月連続で基調判断を維持しました。その一方で、先行きについては、世界的な金融引締めによる海外経済の下振れをリスクに上げたほか、物価上昇の影響などに十分注意する必要があるとしています。ウクライナ情勢に伴う原油価格や物価の高騰に加え、今年の冬は、夏を上回る新型コロナウイルス感染症の感染拡大と季節性インフルエンザの同時流行も懸念されております。町民の皆様、一人一人の安心・安全を守ることを第一に考えるとともに、物価高騰への対応などにつきましては、国の動向等に注視し、迅速かつ柔軟に対応してまいります。

それでは、提出議案の総括説明に先立ちまして、町政等の一端を申し上げます。

先月6日に実施した自主防災組織と町による防災訓練ですが、自主防災組織では、安否確認訓練、炊き出し訓練など、地域の実情に合った訓練を行っていただき、町では、避難所開設、救護所の設営、給水活動、避難物資の輸送訓練や消防団等の巡回を行いました。今回の訓練では、町内26地区と多くの地区に御参加いただきました。災害には、自助・共助・公助の連携が重要となることから、地区の皆様におかれましては今回の訓練をきっかけとし、防災訓練を毎年恒例のものとしていただきたいと思いますと考えております。

次に、町政運営や今年度の主要事業の取組状況を町民の皆様にご説明し、町政全般への御意見をお伺いする町政懇談会を、先月、3年ぶりに開催いたしました。会場では、町政に対する御意見・御提言をいただき、参加された方々からは、まちづくりへの熱い思いを伺うことができました。

次に、昨年度スタートした「とねまち起業塾」ですが、現在、2期生となる6名の受講

生が、起業に必要な知識の習得に向けて学んでいるところでございます。昨年度卒業された1期生の方々からは、町内の空き店舗を使って来年1月の開店に向けて準備を進めているとのうれしい報告もいただいております。また、利根ニュータウン商店街に整備したチャレンジショップですが、先月24日に、第1号の出店者となる「海鮮丼の店さくら」が正式オープンいたしました。昼は海鮮丼のお店として営業し、夜は予約制の居酒屋としても営業するというところでございますので、ぜひ御利用いただければと思います。

続きまして、令和5年4月に開校となる「利根小学校」ですが、統合に向けて順調に準備が進んでおります。施設整備としましては、今年度は校舎中庭側にエレベーター棟を建設し、エレベーターのほか、車椅子の方が利用可能なバリアフリートイレを整備します。また、「利根町学校施設長寿命化計画」に基づき、老朽化の進んでいる屋内運動場の改修工事やバリアフリー化を図るとともに、空調設備の設置等を行います。これらの工事は既に着工しており、全て今年度内に工事が完了する予定となっております。

また、統合後の文小学校及び文間小学校の学校跡地利活用につきましては、昨年7月に「利根町学校跡地利活用検討委員会」を立ち上げ、検討を進めてまいりました。今年度は、検討委員会において「利根町学校跡地利活用基本方針（案）」及び「利根町学校跡地利活用計画書（案）」をまとめ、住民説明会の開催やパブリックコメントの実施、そこで出された意見について検討していただき、最終的な利活用基本方針（案）及び利活用計画書（案）がまとめられました。今後のスケジュールとしましては、文小学校、文間小学校とともに、用途変更のため、校舎の改修工事が必要となりますので、新しい施設として町民の皆様への供用開始は令和7年度を予定しております。ただし、体育館とグラウンドにつきましては、用途変更のための改修工事が必要ありませんので、暫定活用といたしまして、できるだけ早く町民の皆様へ開放できるよう準備を進めているところでございます。

最後に、立木から大房地内の町の幹線道路である、町道112号線の道路拡幅工事の進捗につきましては、片側約250メートルの側溝布設工事を終えたところであり、反対側の側溝布設工事や道路の路盤入替え、表層等を施工し、令和5年3月の完成予定となっております。

以上、これまでの主な事業の進捗状況等について申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、新規条例制定が5件、条例改正が1件、補正予算が6件、人事案件が2件、その他8件の合計で22件の案件について御審議をお願いするものでございます。

議案第73号は、利根町みんなのまち基本条例で、自治の本来の姿に立ち返り、町民主役のまちづくりを推進するため、まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び行政の役割と責務等並びに町政運営の基本的事項等を定めた条例を制定したいので、提案するものでございます。こちらにつきましては、平成30年度に、公募委員を中心とし

た検討委員会を立ち上げ、条例の名称から一つ一つの条文に至るまで、町民の方が中心となって検討を進めてきたものでございます。素案の作成に当たり、御意見をいただきました方々や委員の皆様の御尽力により、今回、上程する運びとなりました。この場をお借りして、感謝を申し上げます。

続きまして、議案第74号は、利根町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員法の一部改正により、地方公務員の定年が引き上げられることから、町においても同様の対応を図る必要があるため、条例の規定を改めたいので、提案するものでございます。

議案第75号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例で、地方公務員法の一部改正等に伴い、関係条例を改めたいので、提案するものでございます。

議案第76号は、利根町個人情報保護法施行条例で、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、個人情報保護制度の運用が改正された個人情報保護法に一本化されることから、法律から一部委任された条例を制定する必要があるため、提案するものでございます。

議案第77号は、個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例で、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報に関する関係条例を改めたいので、提案するものでございます。

議案第78号は、督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例で、令和5年4月から納付書に地方税統一QRコードが導入されることに伴い、徴収経費に対する費用対効果及び徴収事務の効率化を勘案し、全庁的に督促手数料を廃止するため、関係条例を改めたいので、提案するものでございます。

議案第79号は、令和4年度利根町一般会計補正予算（第7号）で、歳入歳出それぞれ6,321万円を追加し、総額を70億7,677万8,000円とするもので、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債について補正するものでございます。

議案第80号は、令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ148万9,000円を追加し、総額を21億5,333万円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ250万円を追加し、総額を1億6,193万7,000円とするもので、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものでございます。

議案第81号は、令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ48万9,000円を減額し、総額を2億9,977万円とするもので、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為について新たに設定するものでございます。

議案第82号は、令和4年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）で、債務負担行為について新たに設定するものでございます。

議案第83号は、令和4年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出そ

れぞれ3,101万1,000円を追加し、総額を16億9,880万1,000円とするもので、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為について、新たに設定するものでございます。

議案第84号は、令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ1,740万2,000円を追加し、総額を5億9,938万7,000円とするものでございます。

議案第85号は、工事請負変更契約の締結についてで、令和4年度利根町文化センターエレベーター設置工事の請負契約の変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

議案第86号は、財産の処分についてで、学校教育法に基づく大学の校地として使用するため、適正な価格により減額して譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものでございます。

議案第87号は、利根町教育委員会委員の任命についてで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得るため、提案するものでございます。

議案第88号は、利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてで、地方自治法第423条第3項の規定により、議会の同意を得るため、提案するものでございます。

議案第89号から議案第93号までは、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散について、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散に伴う財産処分について、龍ヶ崎地方衛生組合の解散について、龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてで、現行の稲敷地方広域市町村圏事務組合に龍ヶ崎地方塵芥処理組合と龍ヶ崎地方衛生組合を合流させて、地方自治法第285条の規定に基づく複合的一部事務組合を設立することについて、また、解散に伴う財産処分や規約の変更について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第94号は、和解及び損害賠償額の決定についてで、和解及び損害賠償額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案するものでございます。

以上、提出議案の概要について説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、お手元の議案書により御審議の上、何とぞ適切なる御判断を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（船川京子君） 行政報告及び総括説明が終わりました。

○副議長（船川京子君） 日程第3、議案第73号 利根町みんなのまち基本条例から、日程第8、議案第78号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例までの6件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第73号について、布袋政策企画課長。

〔政策企画課長布袋哲朗君登壇〕

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、議案第73号 利根町みんなのまち基本条例につきまして補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、自治本来の姿に立ち返り、町民主役のまちづくりを推進するため、まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び行政の役割と責務等並びに町政運営の基本的事項等を定めた条例を制定したいので提案するものでございます。

初めに、策定までの経緯について御説明いたします。

平成30年8月に、利根町住民自治基本条例検討委員会を立ち上げまして、本年10月28日まで計28回、検討を重ねていただきました。今年8月から9月にかけて、住民説明会を3回開催し、その後、パブリックコメントを募集。11月22日に、最終条例案の報告書を町長に提出していただきました。検討委員会には様々な立場の方に委員として携わっていただき、委員の皆様の思いは、広く町民に理解してもらいたい、この条例の趣旨等を浸透させたい。また、条例全体が親しみやすく分かりやすいものにしたいということで、条例の表現は「です・ます調」になっておりまして、条例の名称は「利根町みんなのまち基本条例」に決まりました。

それでは、条例の概要について御説明をいたします。

本条例は前文と8章35条からなる自治基本条例で、まちづくりに携わる町民、議会、行政の役割を明らかにし、協働してまちづくりを行うための基本的な考え方やルールを定めております。町民、議会、行政はこの条例を最大限尊重するものとしておりまして、この条例は、本町の最高規範としての性質を持つ条例になります。また、町民が町政に参加し、その前提となる情報を共有し、町民、議会、行政が互いに尊重し、協働によりまちづくりを推進することを基本理念としております。

それでは、条文の特に重要なものについて御説明をさせていただきたいと思っております。

第1条、こちらは目的規定でございます。利根町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民、議会、行政の役割と責務や町政運営の基本的事項を定め、協働によるまちづくりを推進することを目的としております。

第2条は、条例の位置づけの規定でございます。町民及び町は、この条例の趣旨を最大限尊重するものとしております。この規定を設けることで、この条例は本町の最高規範としての性質を持つ条例として位置づけられております。

第3条、こちらはこの条例で用いられる用語の定義について定めております。第3号の規定しております、町につきましては、行政と議会のほうを指してございます。

第4条、こちらは基本理念についての規定でございます。町民及び町は、町民がまちづくりの主体であることを認識し、それぞれの役割と責任等に基づき、協働によりまちづく

りを推進します。第2項におきまして、三つの事項を掲げまして、協働によるまちづくりを推進します。一つ目が、町民の参加を基本として、町の運営が行われること。二つ目が、町に関する情報を共有すること。三つ目が、町民及び町が、互いに尊重し、理解を深め、信頼関係を構築することの3点でございます。

第7条、こちらは子供のまちづくりの参加についての規定でございます。子供は第3条に規定しております町民の定義に含まれますが、町では子供を社会の一員として、また、将来のまちづくりの担い手として尊重し、子供がまちづくりに参加できる環境づくりを進めるという強い姿勢を示すため、規定してございます。

第13条、こちらは情報共有についての規定でございます。公正で開かれた町政を推進するため、町の保有する情報について、適切な情報公開及び情報提供を行うことにより、情報共有化を図ることとしてございます。

第15条、こちらは参加の機会についての規定でございます。多様な参加の機会を設け、町民の参加に努めてまいります。

第16条、こちらは参加のための環境づくりについての規定でございます。政策形成や評価等の過程におきまして、町民に分かりやすく説明するとともに、全ての町民が参加しやすい環境づくりに努めてまいります。

第17条は、附属機関等への参加についての規定でございます。町では、既に審議会等委員の公募選考基準を定めまして委員の公募を行ってまいりますが、附属機関等の構成委員の一部を公募により選任するよう今後も努めてまいります。

第18条は、パブリックコメントについての規定でございます。委員の公募同様、既に利根町パブリックコメント手続実施要綱により実施しておりますが、重要な条例、計画等の制定、改定等に当たっては、事前にその案を公表して町民等から意見を募るパブリックコメントを実施してまいります。

第20条は、住民投票についての規定でございます。町長は、町政に関する重要な事項について、直接、町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができ、第2項で、住民投票の結果を尊重しますと規定してございます。

第21条は、協働の推進についての規定でございます。町民及び町は、課題の解決のため、協働してまちづくりに取り組み、全ての町民がまちづくりの主体であることを認識し、協働の推進に努めてまいります。

第25条は、総合振興計画についての規定でございます。町長は、総合的かつ計画的な町政運営を図るため、町の目指す将来像を定めた町の最上位計画を策定してまいります。

第29条は、財政運営についての規定でございます。町長は、持続可能な財政運営のため、先ほどの総合振興計画を踏まえ、予算編成をし、執行してまいります。

第30条、行政評価についての規定でございます。効率的な行政運営を推進するため、行政評価を実施し、評価結果を施策等に適切に反映させるよう今後も努めてまいります。

第31条は、説明責任についての規定でございます。行政は、政策形成、実施及び評価等の過程について、町民に分かりやすく説明するよう努めてまいります。

第35条、条例の見直しについての規定でございます。町は、社会情勢等の変化を踏まえ、この条例を検証し、必要に応じ、見直しをしてまいります。

附則でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

最後になりますが、本町の最高規範となる、この「利根町みんなのまち基本条例」の施行後は、条例の周知に基づきまして、参加のための環境づくりや附属機関等の構成員の一部の公募に努めてまいります。また、パブリックコメントや住民説明会など、情報提供につきましても見直しや取組が必要となってまいります。令和5年度に、見直しや取組、こちらのほうを全庁的に実施しまして、本条例の推進に関する附属機関の設置については、令和6年度に設置できるように考えてございます。

利根町みんなのまち基本条例の補足説明につきましては以上となります。

○副議長（船川京子君） 次に、議案第74号から議案第77号について、青木総務課長。

〔総務課長青木正道君登壇〕

○総務課長（青木正道君） 議案第74号 利根町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足して御説明申し上げます。

地方公務員法の一部改正により、地方公務員の定年が引き上げられることから、町においても令和5年4月1日から同様の対応を図る必要があるため、条例の規定を改めたいので、提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により御説明させていただきます。

初めに、題目の次に、目次及び説明を追加いたします。

次に、第1章第1条でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条項等を整備するため、一部改正するものでございます。

1ページから4ページにかけて、第2章第2条から第5条でございますが、利根町職員の定年年齢を65歳、利根町国保診療所において医療業務に従事する医師の定年を70歳とし、一部改正するものでございます。また、定年による退職の特例につきまして必要な措置を講じた改正をするものでございます。

4ページから9ページにかけて、第3章第6条から第11条でございますが、管理監督職勤務上限年齢制について定めるものでございます。利根町国保診療所に勤務する医師及び単純な労務に雇用されている職員を除き、60歳を管理監督職勤務上限年齢とし、その後は管理職より下位の職に降任することができるよう、規定するものでございます。

10ページ、第4章第12条から第13条でございますが、定年前再任用短時間勤務制について定めるものでございます。60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができるよう、一部改正するものでございます。

11ページ記載の第5章第14条でございますが、必要な事項は、規則で定めるという規定をするものでございます。

11ページ以降、附則でございますが、国家公務員との均衡を考慮し、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、当町についても同様の措置を規定するものでございます。また、職員への情報提供及び勤務の意思確認について必要な事項を定めております。改正条例に関する附則でございますが、現行の利根町職員の定年等に関する条例の制度の適用となっている職員について、施行日以後も制度の適用をすることができるよう、規定するものでございます。

議案第74号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして補足して御説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条項の整備をするため、また、文言の整備をするため、関係条例を改めたいので、提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。

利根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてでございますが、地方公務員法の一部改正に伴う字句改正となります。

次に、2ページから3ページにかけて、利根町職員の分限に関する条例についての改正となります。こちらは、管理監督職勤務上限年齢制度による降級に対応した一部改正となります。

次に、4ページ、利根町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、それに準じた字句改正となります。

次に、4ページから5ページにかけて、利根町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についての改正となりますが、議案第74号 利根町職員の定年等に関する条例第9条に定めております管理監督職を特例で延長された職員を公益的法人などへ派遣することができるよう、定めるものでございます。

次に、6ページから9ページにかけてでございますが、利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例についての改正となりますが、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間及び必要な字句改正を定めるものでございます。

次に、9ページから11ページにかけて、利根町職員の育児休業等に関する条例についての改正となります。60歳以降に管理監督職特例で延長された職員を育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員と定めるため、一部改正を行うものでございます。

次に、11ページから30ページにかけて、利根町職員の給与に関する条例についての改正でございます。地方公務員法の一部改正に伴い、必要な字句等の整備及び職員の定年引上げに伴い、給与の必要な事項の一部を改正するものでございます。

30ページから34ページにかけて、改正条例附則でございますが、用語の定義及び現在、再任用短時間勤務職員である職員を暫定再任用短時間勤務職員として定め、各関係条例にて必要な条項の整備を行うものでございます。

議案第75号の補足説明は以上でございます。

次に、議案第76号 利根町個人情報保護法施行条例につきまして補足して御説明申し上げます。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、個人情報保護制度の運用が改正された個人情報保護法に一本化されることから、法律から一部委任された条例を制定する必要があるため、提案するものでございます。

それでは、議案書に基づき説明をさせていただきます。

議案書1ページを御覧ください。

第1条は、趣旨規定でございますが、本条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとしたものでございます。

第2条は、定義規定となっておりますが、本条例において「実施機関」は、町長、教育長、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会と指定しており、本条例の対象となる期間を定めた規定となっております。

第3条は、個人情報取扱事務の届出に関する規定となっておりますが、町内において個人情報取扱事業を開始しようとするときは、従来の個人情報保護条例と同様に、第1号から第7号までの規定をあらかじめ届け出なければならないと規定するものでございます。

2ページ目を御覧ください。

第4条は、開示請求に係る手数料を規定した条文となっております。本規定では、従来どおり開示請求に係る手数料は無料とし、保有個人情報が記録されている公文書等の写しにかかった費用のみを請求者に負担することを定めた条文でございます。

第5条は、開示請求等の期限に関する規定でございますが、個人情報に関する開示決定は、開示請求があった日から15日以内にしなければならないと、従来どおりの規定に定めたものでございます。

第6条は、開示決定等の期限の特例を定めた規定となっておりますが、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であった場合、あらかじめ請求者に通知をすることで、開示請求に係る期限の15日に加え、30日間期限を延長することができることを規定した条文となっております。

第7条は、審査会への諮問に関する規定でございます。個人情報に関する取扱に関し、第1号から第3号までに該当する場合は、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、利根町情報公開、個人情報保護審査会に諮問することができることと規定した条文となっております。諮問することができる内容は、第1号は、本条例を改正、または廃止しようとする場合となり、第2号は、個人情報の保護に関する法律第66条

第1項に規定する個人情報の保護を目的とした安全管理措置の基準を町において新たに規定しようとする場合に、諮問できるようになっております。第3号は、前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合に、諮問できることとなっております。

3ページを御覧ください。

第8条は、委任規定となり、この条例に定めるもののほか、この条例の実施のために必要な事項は、規則で定めるとした規定となっております。

附則といたしまして、施行期日及び経過措置を定めたものとなります。

第1条は、本条例は、デジタル社会形成を図るための関係法律の整備に関する法律、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行すると規定した条文となっており、令和5年4月1日より法律が施行されるため、本条例もそれに伴って施行するものでございます。

第2条は、本施行条例が交付する前に運用されていた利根町個人情報保護条例を廃止する規定でございます。

第3条及び第4条は、経過措置となっており、利根町個人情報保護条例が廃止された後にも、個人情報の取扱いや罰則規定を継続して運用していくことを規定した条文となっております。

議案第76号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第77号 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして補足して御説明申し上げます。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報に関する関係条例を改めたいので、提案するものでございます。

改正する条例は、全部で七つございます。

説明につきましては、参考資料の新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。

利根町情報公開及び個人情報保護審査会条例の改正でございます。

第1条は、本条例の設置規定を定めた条文となっており、個人情報の保護に関する法律及び利根町個人情報施行条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行うため、本審査会を設置する規定となっております。

第2条は、本条例の定義規定を改めるものでございまして、第1号の利根町個人情報保護施行条例は、議会を除く町の機関が対象となるため、施行条例と併せて本審査会条例の規定を改めるものでございます。

2ページを御覧ください。

第2号は、旧条例で明記がされていなかった個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報を、新たに明記した条文となっております。

第3号は、本条例が指す公文書とは、情報公開条例第2条第2号に規定する公文書であることを規定したものでございます。

第3条第1項につきましては、引用する条文を改めるものでございまして、本審査会の調査審査は、利根町個人情報保護条例第36号第1項から、個人情報保護条例第105条第3項の規定により読み替えて準用する同第1項の規定に基づき行うものでございます。

第2項につきましても同様に、引用する条文を改めるものでございます。

第3項は、個人情報の運用に関する事項は全て国の管轄で統一化されるため、本審査会では対象外となり、条文中の個人情報に関する字句を削除するものでございます。

第5項におきましては、本審査会は、情報公開に関する重要な事項は、実施機関の諮問に応じて審議、または実施機関に意見を述べることができるとした規定となっております。

3ページを御覧ください。

第7条第1項は、審査会は、必要であると認めた場合、諮問した実施機関に対し、保有している公文書に加え、新たに保有個人情報の提示も求めることができるように改正するものでございます。

第7条第3項も同様に、審査会は、諮問実施機関に対し、公文書に加え、保有個人情報の内容も審査会の指示する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提出を求めることができるように改正するものでございます。

4ページを御覧ください。

利根町行政不服審査法の規定による提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の改正でございます。改正後の個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により、開示決定等に関する審査請求があった場合に、利根町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問する場合には、利根町情報公開及び個人情報保護審査会に提出された主張書面などの写し等の交付に係る手数料の取扱いについては、利根町行政不服審査会に加え、本審査会を追加する改正でございます。

5ページを御覧ください。

利根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の改正でございます。本条例に引用する条文を改めるもので、実施機関に関する事項は、利根町個人情報保護施行条例第2条第2項を改正するものでございます。

その他といたしまして、6ページ、利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例、7ページ、利根町民すこやか交流センター条例、8ページ、利根町農村集落センター条例、9ページの利根町緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例につきましては、全て引用している条例を法律に改めるものでございまして、指定管理者または各施設の業務に従事しているものは、個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守し、行政機関の長などと同様に、個人情報の安全管理委員のために必要、かつ適切な

措置を講じなければならないと引用するものでございます。

附則でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行するとし、令和5年4月1日より法律が施行されるため、本条例もそれに伴って施行するものでございます。

議案第77号の補足説明は以上でございます。

○副議長（船川京子君） 暫時休憩とします。再開を11時10分とします。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

○副議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第78号について、大越税務課長。

〔税務課長大越達也君登壇〕

○税務課長（大越達也君） それでは、議案第78号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、令和5年4月から納付書に地方税統一QRコードが導入されることに伴う、徴収経費に対する費用対効果及び徴収事務の効率化を勘案し、全庁的に督促手数料を廃止するため、関係条例を改めたいので提案するものでございます。

この条例の構成についてですが、第1条は利根町税条例の一部改正、第2条は利根町後期高齢者医療に関する条例の一部改正、第3条は利根町介護保険条例の一部改正、第4条は龍ヶ崎、牛久都市計画利根下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正となっております。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

1 ページ目をお願いいたします。

利根町税条例の改正でございますが、第2条第2号は、徴収金の定義を規定しております。督促手数料を削るものでございます。

第21条は、督促手数料の徴収を規定しております。これを削除するものでございます。

2 ページ目をお願いいたします。

利根町後期高齢者医療に関する条例の改正でございますが、第5条の保険料の督促手数料の規定を削除するものでございます。

次に、利根町介護保険条例の改正でございますが、第8条の保険料の督促手数料の規定を削除するものでございます。

3 ページをお願いいたします。

龍ヶ崎、牛久都市計画利根下水道事業受益者負担に関する条例の改正でございますが、第6条は、負担金の賦課及び徴収を規定しておりますが、第2項中「第1項」を「前項」に改めるものでございます。

第13条は、督促手数料を規定しておりまして、これを削除するものでございます。

附則第1項としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。附則第2項としまして、この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状の発した日にかかわらず、なお従前の例によるものでございます。

議案第78条の説明は以上でございます。

○副議長（船川京子君） 説明が終わりました。

議案第73号から議案第78号までの6件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月21日に質疑、討論、採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○副議長（船川京子君） 日程第9、議案第79号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第7号）から日程第14、議案第84号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第79号について、蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第79号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第7号）につきまして補足して御説明申し上げます。

5ページをお願いします。

第2表債務負担補正でございます。これらは、令和5年4月から業務を実施したいため、債務負担を行うものでありまして、事項、期間、限度額はそれぞれ記載のとおりでございます。

16ページをお願いします。

第3表地方債補正でございます。起債の目的が過疎対策事業債で、学校施設整備事業において利根中学校のトイレバリアフリー化工事の事業費確定によるもので、限度額を60万円減額し、5億6,610万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還方法につきましては変更はございません。

20ページをお願いします。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

款1町税、目2法人は1,130万2,000円を減額するもので、法人税の均等割、法人税割ともに、納付額が当初見込みより少なくなることによるものです。

款10地方交付税、目1地方交付税は77万4000円を増額するもので、地方単独事業ソフト分の決算額に関する調査に係るシステムの改修費の5割が、特別交付税で措置されるもの

です。

款14国庫支出金，目1総務費国庫補助金は3,878万7,000円を増額するもので，内訳としまして，社会資本整備総合交付金は，新築マイホーム取得助成金の申請が当初見込みより減ったこと，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は，新たに重点分の交付金が追加交付されたことにより，既に交付されている一般分，原油高騰分の交付対象事業について交付金の目的に沿った事業の分類による組替え及び今回新たに計上した事業，一般財源で計上してある事業で，交付金の対象となる事業の交付金となります。

次に，目2民生費国庫補助金は273万9,000円を増額するもので，内訳としまして，社会資本整備総合交付金は，障害者（児）住宅リフォームの申請が見込みより上回ったこと，保育所等整備交付金は，認定こども園施設整備補助金が当初予算において国の間接補助金として県補助金に計上しておりましたが，国庫補助金として交付されることにより，予算を組み替えるものです。

款15県支出金，目2民生費県補助金は260万4,000円を減額するもので，先ほど説明いたしましたとおり，国庫補助金として交付されることによるものです。

次に，目4農林水産業費県補助金は176万円を増額するもので，経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金は，農林水産省の所管する行政手続や補助金，交付金の手続をオンラインで申請審査するためのシステム，eMAFFへ，水田台帳データを移行する業務委託費用の補助金でございます。

21ページをお願いします。

款17寄附金，目2総務費寄附金は300万円を増額するもので，がんばる利根町応援寄附金，ふるさと納税の寄附額が当初見込みより増えていることによるものです。

款18繰入金，目1財政調整基金繰入金は2,905万8,000円を増額するもので，今回の補正予算の財源調整でございます。

款20諸収入，目3雑入は159万8,000円を増額するもので，内訳としまして，広島平和記念式典派遣事業費負担金は，新型コロナウイルス感染症拡大による事業中止による減額，公用車売払金は，令和3年度の更新に伴い不用となった消防車両2台の売却代の計上，押付地区河川防災ステーション事業に伴う防犯灯補償金は，既存の防犯灯7基分の損失補償金の計上となります。

款21町債，目2過疎対策事業債は60万円を減額するもので，学校施設整備事業において，利根中学校のトイレバリアフリー化工事の事業費確定によるものです。

22ページをお願いします。

続きまして，歳出でございますが，説明におきまして，節2給料，節3職員手当等，節4共済費の職員給与費につきましては，人事異動等に伴う各種手当認定及び取消し等に伴う増減でございます。また，需用費の燃料費及び光熱水費につきましては，主に電気，ガス等の価格高騰に伴う不足分の増額ですので，それ以外の事業につきまして御説明申し上げ

げます。

款1 議会費，目1 議会費は15万円を減額するもので，議会活動費は，議会会議録作成業務委託において契約差金が生じたことによるものです。

款2 総務費，目1 一般管理費は440万7,000円を減額するもので，23ページをお願いします。庶務事務費は，会計年度任用職員1名が令和5年1月から職員共済組合の対象となったため，増額するものです。非核平和事業は，新型コロナウイルス感染拡大により事業を中止したことにより，減額するものです。

次に，目2 秘書広聴費は45万円を増額するもので，特別職事務費は，自治体DX推進のための人材の採用が見込めないことによる減額となります。行政サービス予約システム導入事業（コロナ交付金）は，町ホームページ内に健診等の予約システムを導入するものです。

次に，目3 財政管理費は148万7,000円を減額するもので，財政事務費は，財務会計システム改修業務委託が，歳入でも説明しました，地方単独事業ソフト分の決算額に関する調査に係るシステムを改修するための増額，財務会計システム保守業務委託が，財務会計システムのデータ抽出作業を職員で対応したことによる減額となります。

24ページをお願いします。

がんばる利根町応援寄附募集事業は，寄附者が当初見込みより増えていることから，手数料としてクレジットカード決済及びふるさとチョイス月額利用料，委託料として一括代行業務，返礼品代を含む増額となるものです。

なお，費用の増額となります。

次に，目4 会計管理費は267万3,000円を増額するもので，キャッシュレス決済推進事業（コロナ交付金）は，新型コロナウイルス感染症拡大を防止するためにキャッシュレス決済用POSレジを購入するものです。

次に，目6 企画費は3万9,000円を減額するもので，住民自治基本条例策定事業は，報償費が，住民自治基本条例検討委員会において条例案の策定が進んだための減額，印刷製本費は，全世帯に配布する「利根町みんなのまち基本条例，概要版パンフレット」を作成するものです。

なお，補正額の財源内訳中，国県支出金については，原油物価高騰により影響を受けている運送事業者への支援金を，一般財源からコロナ交付金に財源の組替えを行うものです。

次に，目7 地域振興費は166万4,000円を減額するもので，定住促進事業で，25ページをお願いします。新築マイホーム取得助成金の申請者が，当初見込みより減ったことによるものです。学校跡地利活用事業は，学校跡地利活用検討委員会において，利活用案の策定が進んだための委員謝礼の減額となります。

次に，目8 交通安全防犯対策費は28万2,000円を増額するもので，防犯対策事業は押付地区河川防災ステーション事業において，防犯灯7基の撤去工事費となります。救命救急

機器導入事業は、AED賃借料に契約差金が生じたことによるものです。

次に、目9行政事務改善費は972万4,000円を増額するもので、電子自治体推進事業は、自治体DX推進に係る外部人材の任用ができなかったことにより、講師謝礼を減額するものです。電子自治体推進事業（コロナ交付金）は、文化センターで行う報告会などユーチューブで視聴できるように、無線LANのアクセスポイントを設定するための委託料及び工事請負費と、26ページをお願いします。全庁的にAI音声認識による会議録作成システムを導入することにより、会議録作成に要する時間を削減し、削減された時間を新型コロナウイルス感染症などの重点施策を推進するために活用することで、行政サービスの推進が図られるものです。

項2徴税费、目2賦課徴収費は181万8,000円を増額するもので、徴収事務費は、令和5年度以降に使用する納付書にQRコードを印字した新様式の納付書を使用することに伴い、公金収納データ化サービスにおいて新様式に対応した機能更新の準備にかかる手数料となります。住民税等賦課事務費（コロナ交付金）は、確定申告会場の新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、会場のスタッフ2名を派遣する費用となります。

27ページをお願いします。

項3戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費は240万4,000円を増額するもので、キャッシュレス決済推進事業（コロナ交付金）は、先ほど会計管理費で説明した、備品の購入費用となります。

款3民生費、目1社会福祉総務費は51万7,000円を増額するもので、補正額の財源内訳中、国県支出金の180万円については、原油物価高騰により影響を受けている社会福祉施設への支援金を一般財源からコロナ交付金に財源を組み替えたものです。

28ページをお願いします。

重度障害者住宅リフォーム助成事業は、当初見込みより住宅リフォームの件数が1件増えたことによる補助金の増額となります。地域生活支援事業費は、障害者総合支援法医師意見書作成件数が当初見込みより増えたことによる手数料の増額となります。戦没者追悼式事業は、事業が完了し、事業費が確定したことによるものです。

次に、目2老人福祉費は204万2,000円を減額するもので、老人福祉週間記念事業は対象者の死亡による減額となります。敬老会開催事業は、敬老会講師謝礼が新型コロナウイルス感染症の影響で講演会を中止したこと、敬老会祝品が台風の影響により敬老会が中止になったことによるものです。

29ページをお願いします。

一人暮らし高齢者交流・つどい事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止したことによるものです。高齢者世帯エアコン購入費助成事業（コロナ交付金）は、10月31日で申請期限となり、事業費が確定したことによるものです。

次に、目4医療総務費は21万7,000円を増額するもので、国民健康保険特別会計繰出金

は、コクホラインシステム改修の委託料の増額に伴うものです。

次に、目5医療福祉費は132万9,000円を増額するもので、医療福祉事業は、令和3年度分の医療福祉費県補助金の精算確定により返還金が生じたことによるものです。

次に、目7介護保険費は387万5,000円を増額するもので、30ページをお願いします。介護保険特別会計繰出金は、当初見込みより介護給付が増えたことにより、町負担分について増額するものでございます。

次に、目10後期高齢者医療費は1,052万1,000円を増額するもので、後期高齢者医療特別会計繰出金は、令和3年度の後期高齢者医療療養給付費負担金及び保険料等負担金の精算確定により、追加納付が必要になったことによるものです。

31ページをお願いします。

項2児童福祉費、目2児童措置費は、補正額の財源内訳中、国県支出金については、原油物価高騰により影響を受けている保育所等への支援金を、一般財源からコロナ交付金に財源の組み替えを行うものです。

次に、目3児童福祉施設費は24万8,000円を減額するもので、児童遊具設置保守事業は、集会場の遊具の撤去工事の契約差金となります。

次に、目4放課後児童健全育成事業費は255万3,000円を増額するもので、放課後児童対策事業は、会計年度任用職員である児童クラブ支援員の研修がオンライン研修になったことによる旅費の減額、令和5年度から文小児童クラブを適切に運営するための費用として、消防設備、誘導灯の修繕費、間仕切り壁、非常照明の設置工事、消防用設備副受信機の設置工事及び防犯カメラ、照明の取付け工事の費用の増額となります。

32ページをお願いします。

款4衛生費、目1保健衛生総務費は186万1,000円を減額するもので、母子保健事業は、令和3年度未熟児養育医療費等国庫負担金の額が確定したことによる返還金となります。

次に、目2予防費は894万円を増額するもので、感染症予防対策事業は、令和3年度がん検診の総合支援事業に係る感染症予防事業費等補助金の額が確定したことによる返還金、及び令和2年度から令和3年度までの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の額が確定したことによる返還金となります。

なお、補正額の財源内訳中、国県支出金については、原油物価高騰により影響を受けている医療機関等への支援金を、一般財源からコロナ交付金に財源の組み替えを行うものです。

33ページをお願いします。

款5農林水産業費、目4水田農業対策費は176万円を増額するもので、経営所得安定対策等推進事業は、歳入でも御説明いたしました、eMAFFへ水田台帳データを移行する業務の委託料として、利根町地域農業再生協議会へ補助金を交付するものです。

34ページをお願いします。

款6商工費，目2商工振興費は，原油物価高騰により影響を受けている町民の皆様への支援として行ったプレミアム商品券の事業費を，一般財源からコロナ交付金に財源の組み替えを行うものです。

35ページをお願いします。

款8消防費，目2非常備消防費は4万5,000円を減額するもので，消防団費は，新型コロナウイルスの影響で消防学校指導員養成科入校，救急法基礎講習会が中止になったことによるものです。

36ページをお願いします。

款9教育費，目2事務局費は503万1,000円を増額するもので，学校ICT環境整備事業が，校務ネットワークシステムに必要なL3スイッチの納品のめどが立ったため，更新費用を計上するものです。GIGAスクールICT環境整備事業（コロナ交付金）は，学校の臨時休校時におけるタブレット端末の持ち帰り学習を推進するため，必要な機器，充電ケーブルを購入する費用となります。

項2小学校費，目1学校管理費は425万7,000円を増額するもので，37ページをお願いします。学校保健特別対策事業（コロナ交付金）は，特別支援学級にパーティションを購入する費用となります。

次に，目2教育振興費は9万9,000円を減額するもので，小学校教育助成事業は，新型コロナウイルス感染症の影響により小学校田んぼ事業が中止になったことによる講師謝礼金の減額となります。

項3中学校費，目1学校管理費は149万7,000円を増額するもので，中学校施設管理費は，利根中学校トイレバリアフリー化工事の契約差金となります。

38ページをお願いします。

項4社会教育費，目2文化センター費及び目3生涯学習センター費はそれぞれ267万3,000円を増額するもので，キャッシュレス決済推進事業（コロナ交付金）は，会計管理費で説明した備品の購入費用となります。

39ページをお願いします。

次に，目8図書館費は126万1,000円を増額するもので，図書館管理・運営事業（コロナ交付金）は，図書館内の和式トイレ4台を洋式トイレに改修するものです。

項5保健体育費，目1保健体育総務費は6万円を増額するもので，保健体育事業は，全国規模のスポーツ大会に剣道，野球，卓球の代表としてそれぞれ1名，計3名が出場するため，奨励金を交付するものです。

款10公債費，目1元金は79万2,000円を減額するもので，災害援護資金貸付事業債は，償還額確定による減額でございます。

40ページをお願いいたします。

款11諸支出金，目4がんばる利根町応援基金費は300万円を増額するもので，がんばる

利根町応援基金積立金は、当初見込みより、がんばる利根町応援給付金、ふるさと納税が増えていることによる積立金の増額でございます。

説明は以上でございます。

○副議長（船川京子君） 次に、議案第80号について、松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第80号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして補足して御説明申し上げます。

初めに、事業勘定から申し上げます。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、款4繰入金，項1他会計繰入金，目1一般会計繰入金，節3職員給与費等繰入金を16万5,000円増額するもので、こちらは歳出へ充当いたします、一般管理費の国民健康保険システム改修委託料の増額に伴うものでございます。

次に、款4繰入金，項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金で12万円の増額でございます。こちらは、前年度の保険給付費等交付金が超過交付により返還するため、基金から取り崩すものでございます。

次に、款6諸収入，項2雑入，目6雑入で120万4,000円の増額でございます。こちらは、前年度の保険給付費等交付金特別交付金の実績確定に伴い、追加交付されるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、7ページをお願いいたします。

款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費で16万5,000円の増額でございます。こちらは、歳入で説明いたしました、国民健康保険システム改修委託料で、令和4年4月からの税率改正による子供の均等割軽減に伴うシステム改修費用でございます。

次に、款8諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目3償還金で132万4,000円の増額でございます。こちらは、前年度の特別交付金の確定に伴い返還金が発生したため、茨城県へ返還するものでございます。

事業勘定は以上でございます。

続きまして、施設勘定について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございますが、最初の機械警備業務委託から最後の人工呼吸器貸借の18件の事業につきましては、令和5年4月から業務を実施したいため、債務負担行為を行うものでございます。期間といたしましては、令和4年度から令和5年度までで、限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

13ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款6諸収入，項2雑入，目1雑入は、町内の特別養護老人ホーム

で配置医師が不在となり、往診を診療所の医師が委嘱されたことによる報酬収入240万円を計上するものでございます。

次に、款7県支出金、項1県補助金、目1茨城県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金は10万円を計上するものでございます。これは、新型コロナウイルスワクチン個別接種による促進協力金で、申請期間における接種者数の確定によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費は626万1,000円を減額するものでございます。内訳としまして、職員給与費の特殊勤務手当を177万8,000円増額いたします。こちらは、主に先ほど歳入で御説明させていただきました、町内の特別養護老人ホームへの往診に伴う手当でございます。

次に、共済費の8万6,000円の増額でございますが、こちらは、地方公務員等共済組合法運営方針の一部改正によるものでございます。

次に、診療事業の光熱費46万5,000円の増額でございますが、こちらは、電気料金の値上がりによるものでございます。

次に、通信運搬費の18万8,000円、手数料の70万2,000円の増額でございますが、こちらは、ともに発熱外来の患者数の急増に伴い、個人電話への通話料や感染防止対策製品などの医療廃棄物処分手数料の増加によるものでございます。

次に、委託料でございます。こちらは、これからのオミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種受付業務の委託で40万7,000円を増額するものでございます。

次のコピー機使用料でございますが、先ほどの通信運搬費などと同様に、発熱外来の患者の急増によるもので4万3,000円の増額でございます。

次に、工事請負費を993万円減額するものでございます。こちらは、今年度、旧診療所跡地地中埋設物撤去工事を予定しておりましたが、埋設物が当初に予定していた場所以外からも確認されたため、工事面積が広くなり、当初の予算内では行うことができなくなったため、今年度の予算は全額減額させていただき、改めて工事内容について所有者様と十分に話し合いを行った上で予算を計上させていただきたいと思っております。

15ページをお願いいたします。

款3基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金費で、今回の補正に伴う歳入歳出の余剰分876万1,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○副議長（船川京子君） 次に、議案第81号及び議案第82号について、飯田生活環境課長。
〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、議案第81号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足して御説明申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。ポンプ施設点検業務委託は、町内8か所のマンホールポンプ施設の点検管理を行う業務で、令和5年4月1日から委託したいので、設定するものです。期間は令和4年度から令和5年度までで、限度額は92万4,000円でございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で48万9,000円の減額です。これは、公営企業会計システム導入支援業務委託において、システムの賃貸借期間が短くなったことによる減額と、10月1日付人事異動に伴う増額によるものです。

款7町債、項1町債、目1下水道債、節1公共下水道債で670万円の増額、節2流域下水道債で120万円の増額、目2過疎対策事業債、節1過疎対策事業債（公共下水道）で670万円の減額、節2過疎対策事業債（流域下水道）で120万円の減額。これは、過疎対策事業債から下水道債に組み替えをするものです。理由としまして、下水道事業において一般財源繰入分がある場合のみ、元金の70%が交付税対象となり、過疎対策事業債を借りても交付税対象にならない可能性があることから、同額を公共下水道債で借りるものがございます。

続きまして、7 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1下水道債、項1下水道費、目2公共下水道維持管理費で48万9,000円の減額でございます。内訳でございますが、10月1日付で人事異動に伴い、節2給料で25万2,000円の増額、節3職員手当等で14万7,000円の増額、節4共済費で4万8,000円の増額、節13使用料及び賃借料で93万6,000円の減額、これは歳入でも御説明しましたとおり、システムの賃貸借期間が短くなったことによる減額でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第82号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足して御説明申し上げます。

2 ページをお願いいたします。

第1表債務負担行為でございます。利根町営霊園環境整備業務委託は、霊園内共用部分の清掃及び除草等の業務で令和5年4月1日から委託したいので、設定するものです。期間は令和4年度から令和5年度までで、限度額は262万9,000円でございます。

霊園管理システム賃借料は、霊園管理システムの賃借料で令和5年4月1日から使用したいので、設定するものです。期間は令和4年度から令和5年度までで、限度額は37万円でございます。

説明は以上でございます。

○副議長（船川京子君） 次に、議案第83号について、三好福祉課長。

〔福祉課長三好則男君登壇〕

○福祉課長（三好則男君） それでは、議案第83号 令和4年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして補足して御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正でございます。介護事業所台帳管理システム保守業務委託でございますが、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は33万円とするものでございます。

次に、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託でございますが、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は545万6,000円とするものでございます。

次に、地域包括支援センターシステム保守業務委託でございますが、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は50万5,000円とするものでございます。

次に、認知症地域支援推進員設置事業業務委託でございますが、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は49万2,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

今回の補正予算の内容についてでございますが、主に介護サービス給付費が当初の見込みより増えるために不足する額、歳入歳出それぞれ3,101万1,000円を増額するものでございます。

歳入の款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分でございますが、550万円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護給付費の、国が負担する20%分及び施設介護サービス費の国負担分15%分の合計金額となっております。

次に、款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1現年度分でございますが、837万円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護サービス費の支払い基金が負担する27%分の交付金となっております。

次に、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分でございますが、457万5,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護給付費の、県が負担する12.5%分及び施設介護サービス費17.5%分の合計金額となっております。

次に、節2過年度分でございますが、1万円を増額するものでございます。こちらは、介護給付費県費負担金の再確定に伴い、追加交付されるものでございます。

次に、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1現年度分でございますが、387万5,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護給付費の町が負担する12.5%となっております。

次に、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金でございますが、868万1,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する額の第1号被保険者負担分23%の繰入金となっております。

続きまして、歳出でございますが、8ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費、節18の負担金でございますが、1,700万円を増額するものでございます。こちらは、居宅介護サービスの受給者数が増えたことによりサービスの利用者が増加し、負担金が当初の見込み額を上回るため、増額するものでございます。

次に、目4施設介護サービス給付費、節18の負担金でございますが、1,400万円を増額するものでございます。こちらは、施設介護サービスの受給者数が増えたことによりサービスの利用者が増加し、負担金が当初の見込み額を上回るため、増額するものでございます。

次に、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金でございますが、1万1,000円を増額するものでございます。こちらは、国庫支出金等返還金で平成30年度介護給付費国庫負担金の再確定に伴う返還金でございます。

議案第83号の補足説明は以上でございます。

○副議長（船川京子君） 暫時休憩とします。再開を12時15分とします。

午前11時59分休憩

午後 零時15分開議

○副議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第84号について、松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第84号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして補足して御説明申し上げます。

最後の4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1、項1、目1の後期高齢者医療保険料で683万円の増額でございます。こちらは、被保険者数が増えたことにより、普通徴収現年度分が増額となるものでございます。

次に、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1後期高齢者医療繰入金で1,007万9,000円の増額でございます。こちらは、前年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴い、追加納付分を繰入れするものでございます。

次に、目2事務費繰入金で49万3,000円の増額でございます。こちらは、前年度の後期高齢者医療保険料等負担金の確定に伴い、追加納付分を繰入れするものでございます。

次に、歳出でございますが、款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金で1,740万2,000円の増額でございます。こちらは、歳入で説明いたしました、後期高齢者医療保険料と、前年度分の後期高齢者医療療養給付費負担金及び保険料等負担金の追加納付分を、

茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

説明は以上でございます。

○副議長（船川京子君） 説明が終わりました。

議案第79号から議案第84号までの6件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月21日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○副議長（船川京子君） 日程第15、議案第85号 工事請負変更契約の締結についてから、日程第18、議案第88号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についての4件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第85号について、桜井生涯学習課長。

〔生涯学習課長桜井保夫君登壇〕

○生涯学習課長（桜井保夫君） それでは、議案第85号 工事請負変更契約の締結について補足して御説明申し上げます。

令和4年第4回利根町議会臨時会の議決を経て締結した、令和4年度利根町文化センターエレベーター設置工事の請負契約の変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条の規定により提案するものでございます。

契約変更内容につきましては、1、工事名、令和4年度利根町文化センターエレベーター設置工事（第1回変更）、2、工事場所、利根町文化センター、3、変更前の工期、令和4年7月14日から令和5年1月29日まで200日間、4、変更後の工期、令和4年7月14日から令和5年3月20日まで250日間、5、契約相手方、茨城県稲敷郡河内町金江津5107番地、細谷建設工業株式会社代表取締役、細谷よしの。

なお、契約の詳細につきましては、参考資料としまして、建設工事変更請負契約書の写し、変更契約の概要を添付してございます。

それでは、変更契約の概要について御説明いたします。

基礎杭の受注量が多く、納期調整期間短縮が極めて困難な状況であり、杭の製造期間に4か月を要し、杭の打ち込み作業開始時期が遅れたことにより、全体の工程に影響が生じ、当初工期内に工事を完了することが困難なため、工期を50日間延長へ変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○副議長（船川京子君） 次に、議案第86号について、蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） それでは、議案第86号 財産の処分について補足して御説明申し上げます。

これは、提案理由にもございますとおり、学校教育法に基づく大学の校地として使用するため適正な価格より減額して譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものでございます。

1としまして、処分する財産は、旧利根中学校用地で19筆ございまして、それぞれの面積は記載のとおりで、場所は参考資料の7ページの枠でくくってある部分、校舎や体育館が建っている土地でございます。

2としまして、処分金額は3,426万8,661円でございます。処分の金額の算定につきましては、払下げ後、大学の校地として使用することでありまして、引き続き、災害避難所や地域住民への学校開放など、町の事業に協力をいただけるものでございます。また、学生が東京に居住しておりまして、人口の増や町の活性化に寄与していただいているところです。そのため、旧利根中学校校舎払下げと同様に、学校法人が土地を学校用地として利用することから、今回の売買におきましても、国有財産特別措置法第3条の規定の例により、鑑定評価額から5割減額して算定いたしました。

3といたしまして、契約相手方は、東京都板橋区成増1丁目12番19号、学校法人タイケン学園理事長、柴岡三千夫でございます。また、本契約の締結日でございますが、参考資料、普通財産売買契約書の4ページ、第26条に規定されておりますとおり、本件財産について、地方自治法第96条第1項第6号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づく利根町議会の議決後に、契約者が整備するものでございます。

説明は以上でございます。

○副議長（船川京子君） 次に、議案第87号について、中村学校教育課長。

〔学校教育課長中村寛之君登壇〕

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第87号 利根町教育委員会委員の任命につきまして補足して御説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得るために提案するものでございます。

この議案につきましては、現長岡教育委員が令和4年12月31日付で任期満了による退任に伴い、利根町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

1, 住所、利根町大字布川3060番地2, 2, 氏名、川上有香, 3, 生年月日、昭和56年10月16日、その他略歴等につきましてはお手元にお配りしております参考資料を御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○副議長（船川京子君） 次に、議案第88号について、青木総務課長。

〔総務課長青木正道君登壇〕

○総務課長（青木正道君） それでは、議案第88号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について補足して御説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得るため、提案するものでございます。

利根町固定資産評価審査委員会に下記の者を任命したいので、同意を求めます。

1, 住所、利根町大字立崎125番地, 2, 氏名、坂田重雄, 3, 生年月日、昭和31年12月25日。

なお、参考資料をつけさせていただいておりますので、略歴等は御確認をいただければと思います。

議案第88号の補足説明は以上でございます。

○副議長（船川京子君） 説明が終わりました。

議案第85号から議案第88号の4件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の12月21日に質疑、討論、採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○副議長（船川京子君） 日程第19, 議案第89号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散についてから、日程第23, 議案第93号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についての5件を一括議題とし、補足説明を求めます。

布袋政策企画課長。

〔政策企画課長布袋哲朗君登壇〕

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、議案第89号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散についてから議案第93号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてまで補足して御説明をいたします。

提案理由でございますが、令和5年4月1日より、現行の稲敷地方広域市町村圏事務組合に龍ヶ崎地方塵芥処理組合と龍ヶ崎地方衛生組合を合流させて地方自治法第285条の規定に基づく複合的一部事務組合を設置することについて、議会の議決を求めるものでございます。この二つの組合の事務を稲敷地方広域市町村圏事務組合が継承することで、事務管理部門である総務会計部門を集約し、複合的一部事務組合として経営基盤を強化し、将来を見据えた広域行政を展開できるよう、統合するものでございます。

それでは、議案第89号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散につきましては、地方自治法第288条の規定により、令和5年3月31日をもって解散することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決をいただくために提案するものでございます。

議案第90号をお願いいたします。

議案第90号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散に伴う財産処分につきましては、地方自治法289条の規定により、令和5年3月31日をもって解散することに伴い、同組合の財産処分を別紙のとおり定めることについて、第290条の規定に基づき、議会の議決をいただくため、提案するものでございます。

別紙を御覧ください。

次に掲げる龍ヶ崎地方塵芥処理組合の財産を全て稲敷地方広域市町村圏事務組合に帰属させるものとしておりまして、1、土地としまして155筆、合計13万1,347.95平方メートル、建物、プラザ棟ほか8件、合計1万9,732.91平方メートル、そのほか構築物、物品、基金、組合債となっております。

議案第91号、お願いいたします。

議案第91号は、龍ヶ崎地方衛生組合の解散の議案で、塵芥処理組合同様、地方自治法第288条の規定により、令和5年3月31日をもって解散することについて、同法第290条の規定に基づき、議決をいただくため、提案するものでございます。

議案第92号をお願いいたします。

議案第92号は、龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分の議案で、塵芥処理組合同様、地方自治法第289条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別紙のほうを御覧ください。

土地に関しましては3筆で合計3万2,812.11平方メートル、建物につきましては車庫のほか9件で合計8,192.37平方メートル、そのほか構築物、物品、基金でございます。

議案第93号をお願いいたします。

稲敷地方広域市町村圏事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決をいただくため、提案するものでございます。

別紙を御覧いただきたいと思っております。

こちらにつきましては、全部を改正するものでございます。

第1条、組合の名称につきましては変更ございませんが、根拠条文の変更がございまして、地方自治法284条第1項の規定による一部事務組合から、同法285条の規定による複合的一部事務組合に変更をさせていただきます。

第2条の組合を組織する地方公共団体につきましては、取手市が追加となっております。

第3条の共同処理する事務につきましては記載のとおりでございます。

第4条、組合の事務所の位置につきましては、龍ヶ崎市板橋町436番地2の、現在の龍ヶ崎地方塵芥処理組合の住所でございます。

第5条の組合議会の組織につきましては、定数は29人とし、関係市町村の定数は記載のとおりでございます。現行の3組合の議員定数は、龍ヶ崎地方衛生組合が24人、稲敷地方広域市町村圏事務組合が22人、龍ヶ崎地方塵芥処理組合が15人の合計61人でございますので、32人の減となっております。

第6条は、組合議員の任期について。

第7条は、議長及び副議長について規定してございます。

第8条の管理者及び副管理者につきましては、取手市が構成市町村に加わっておりますので、副管理者の定数は7人となっております。

第9条の会計管理者でございますが、現行の一部事務組合では管理者の属する会計管理者としておりましたが、新組合では事務事業ごとに構成市町村が異なり、また、複数の特別会計が設置されることから、常勤の会計管理者を補助機関である組合職員のうちから管理者が任命するとしてございます。

第10条は、監査委員について。

第11条は、職員について。

第12条は、経費の支弁方法について規定をしてございます。

付則の施行日でございますが、この規約は今年4月1日から施行するものでございます。付則第2項は、事務の継承で、令和5年3月31日をもって解散する龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び龍ヶ崎地方衛生組合の事務を継承する規定でございます。

付則第3項以降の経過措置でございますが、現行の稲敷地方広域市町村圏事務組合に、龍ヶ崎地方塵芥処理組合と龍ヶ崎地方衛生組合を合流させて、地方自治法第285条の規定に基づく複合的一部事務組合を設置するため、現行の稲敷地方広域市町村圏事務組合規約第5条による議員である者につきましては、改正後の規定に基づく議員とみなし、任期についても準用するなどの規定を定めてございます。

説明につきましては以上でございます。

○副議長（船川京子君） 説明が終わりました。

議案第89号から議案第93号の5件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月21日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○副議長（船川京子君） 日程第24、議案第94号 和解及び損害賠償額の決定についてを議題とし、説明を求めます。

大越農業政策課長。

〔農業政策課長兼農業委員会事務局長大越聖之君登壇〕

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 議案第94号 和解及び損害賠償額

の決定について補足して御説明申し上げます。

事故の概要でございますが、令和4年9月28日16時頃、職員が公用車のダンプトラックを運転中、役場付近の坂になっている丁字路で、一時停止をした後に公用車を発進させようとしたところ、誤って後退してしまい、後方の相手方車両に接触し、ボンネット等を破損させたものでございます。

和解の相手方でございますが、記載のとおりでございます。

和解条項につきましては、1、本事故に係る過失の割合は、町が10割とし、町は、相手方に対し損害賠償金として88万6,786円を支払う。

2、町及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権債務を有しない。

3、相手方は、その余の請求を放棄する。

以上、3点の和解条項で相手方と協議が整いましたので、裏面をお願いいたします。

当該事故に係る和解及び損害被害賠償額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものでございます。

なお、町長より、安全運転を徹底し、事故防止に努めるよう厳重に注意を受け、課内職員に対して同様の指示をいたしました。申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。

○副議長（船川京子君） 説明が終わりました。

議案第94号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月21日に質疑、討論、採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○副議長（船川京子君） 日程第25、委員会提出議案第3号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

説明を求めます。

議会運営委員会花嶋美清雄委員長。

〔議会運営委員長花嶋美清雄君登壇〕

○議会運営委員長（花嶋美清雄君） 委員会提出議案第3号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明します。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに利根町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由といたしまして、利根町議会委員会条例で規定する常任委員会の定数は、現行では、総務産業建設委員会が6人、厚生文教委員会が6人となっているが、利根町議会の議員の定数を定める条例の一部改正により、議員定数が12人から11人に改められたことか

ら、厚生文教委員会を5人に改正したいので提案する。

利根町議会委員会条例の一部を改正する条例。

利根町議会委員会条例（平成元年9月7日条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「厚生文教委員会6人」を「厚生文教委員会5人」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、施行日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

説明は以上です。

○副議長（船川京子君） 説明が終わりました。

委員会提出議案第3号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月21日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○副議長（船川京子君） 日程第26、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日12月14日は、議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○副議長（船川京子君） 以上で本日の議事日程は全部終了をいたしました。

次回、12月15日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後零時47分散会